

広島県告示第六百号

広島法務局長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつた。

平成二十七年十月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 作業種類

公共測量（基準点測量）

二 作業期間

平成二十七年九月二十四日から平成二十八年二月二十九日まで

三 作業地域

広島市東区曙地区（広島市東区東蟹屋町の一部、曙一丁目から五丁目までの全部、尾長東一丁目及び二丁目の全部、尾長西一丁目の一部）